

入札の公告

一般社団法人北海道軽種馬振興公社告示第 20 号

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 7 月 27 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 広中 一好

1 入札に付す事項

- (1) 工事番号 業第 1 号
- (2) 工事の名称 門別競馬場（新）業務施設・来場者エリア建設工事（土木-1）
- (3) 工事の場所 沙流郡日高町富川駒丘 76-1
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 2 月 28 日までとし、期間内に引き渡しを完了すること。
なお、検体採取所の工事は令和 9 年度のできる限り早期の完成を目指すものとし、遅くとも令和 10 年 2 月 29 日までに完成検査及び引き渡し（部分引き渡し）を完了しなければならない。
- (5) 工事の概要 敷地造成、道路、駐車場、インフラ（盛替え含む）、解体、検体採取所、とねっこ広場施設等、統括管理 他一式
- (6) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事等に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加希望者は、特定建設共同企業体であって、特定建設共同企業体の要件は次に示すものとする。

(1) 特定建設共同企業体の資格要件

ア 北海道（以下「道」という。）の競争入札参加資格を有し道内に主たる営業所を有する者で構成される組み合わせとする。代表構成員は、一般土木工事の A1 等級に格付けされ、かつ建築工事の A 等級に格付けされた者であること。代表構成員以外の構成員は、一般土木工事の A 等級又は建築工事の A 等級のいずれかに格付けされていること。

イ 構成員のうち少なくとも 1 者は、日高振興局管内に主たる営業所を有する者を含むこととする。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 2 年以上の単体企業又は協同組合であること。

エ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

オ 構成員の数は、5 社以内であること。

カ 構成員は、キからサおよびスからタの要件をすべて満たしていること。なお、代表構成員は、シの要件も満たしていること。

- キ 代表構成員は、令和 8 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち一般土木工事及び建築工事の資格を有し、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。代表構成員以外の構成員は、一般土木工事又は建築工事のいずれかの資格を有し、かつ、建設業法における土木工事業又は建築工事業のいずれかの許可を有すること。
- ク 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、道又は日高振興局管内市町村の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ケ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- サ 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者であること。
- シ 過去 15 年間（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に元請けとして同種、同規模の施工を完了した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。また、同種、同規模とは、種類（一般土木工事又は建築工事）及び規模（1,600,000 千円以上）を同じくする工事とする。
- ス 次の要件を満たす者を工事の専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。なお、工事 1 件の請負代金が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 1 項に定める金額未満の場合の技術者の専任は要しないものとする。
- また、工事 1 件の請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額の 3 倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。
- （ア）建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
- （イ）競争参加資格確認申請書等の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- （ウ）（ア）及び（イ）の技術者は次の資格等を有する者とする。
- a 国家資格を有する主任技術者とは、1 級土木工事施工管理技士、1 級建築施工管理技士、1 級建築士の資格を有する者であり、また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第 7 条第 2 号イ又はロの規定に該当する者であること。
- b 監理技術者は、a の要件を満たし、建設業法第 15 条第 2 号ハの規定に該当するものであり、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- セ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。
- （ア）建設業法第 26 条第 3 項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
- （イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等国家資格者、学歴や

実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ウ) 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(エ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約について、発注者が書面により承諾した場合。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者が各工事現場間を日常的に巡回できるとともに、事故・災害等の緊急時に速やかに到着し必要な対応が可能な工事でなければならない。（現場間を通常の交通手段により1時間程度で移動できること）

(カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議での参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ソ 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社創建社）でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

タ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、ソにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に該当する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社における執行委員又は代表執行委員をいう。以下同じ。）が他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任される管財人を兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
チ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

ツ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加するものでないこと。

3 入札公告書の配付期間等

入札公告書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

（1） 配布期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月18日（火）まで（北海道軽種馬振興公社就業規則第14条第1項各号に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

（2） 配布場所

沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場管理事務所

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部総括グループ

電話 01456-2-2501

また、ホッカイドウ競馬のホームページ(<https://www.hokkaidokeiba.net/>)からダウンロードすることができる。ただし、ダウンロードできない資料については秘密保持等に関する誓約書（様式）を持参の上、配布場所で直接配布する。

（3） 費用

無料とする。

4 競争入札参加資格審査確認申請等の提出期間等

（1） 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面

工事实績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書、工事受渡書等施工実績を証明できる書類及び工事概要が分かる図書等の写し）並びに共同企業体として施工した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し

ウ 特定関係調書（別記第4号様式）

特定関係調書については、調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。

エ その他一般社団法人北海道軽種馬振興公社理事長（以下「理事長」という。）が、必要と認めた書類

① 建設業許可通知書

② 建設業許可申請書及び営業所一覧表

③ 資格決定通知書

④ 配置予定技術者調書（別記第9号様式）

⑤ 談合等不正行為防止に関する誓約書（別記第10号様式）

⑥ 返信用簡易書留封筒（切手貼付）

⑦ その他

(2) 提出期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月18日（火）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

3の（2）配布場所と同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(5) その他法

ア 資料作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替及び再提出は認めない。

オ 郵送により提出する場合は、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用すること。

5 入札参加資格の審査

この入札は、一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和8年8月24日（月）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者（以下、「非資格者」という。）は、その理由について、令和8年8月31日（月）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は3の（2）配布場所に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

3の（2）配布場所に同じ。

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

沙流郡日高町富川駒丘 76－1 門別競馬場厚生施設会議室

(2) 入札日時

令和8年9月7日（月）午前10時

9 郵便等又は電報による入札

(1) 郵便等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 落札者と契約を行わなかった場合

落札者となった者が暴力団体関係事業者等であること等の理由により、北海道警察から排除要請があった者とは、契約を行わない。

12 契約書作成の要否

作成する。

13 予定価格等

(1) 予定価格は事後公表とする。

(2) 最低制限価格は設定しない。

14 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、複写することができる。

ア 閲覧期間

令和8年7月27日（月）から令和8年9月4日（金）まで（休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

3の（2）配布場所に同じ。

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は郵送により提出のこと。

ア 受付期間

令和8年7月27日（月）から令和8年8月19日（水）まで（休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

3の（2）配布場所に同じ。

(3) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧することができる。

ア 閲覧期間

令和8年8月26日（水）から令和8年9月4日（金）まで（休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

3の（2）配布場所に同じ。

また、ホッカイドウ競馬のホームページ(<https://www.hokkaidokeiba.net/>)から閲覧することができる。

15 支払条件

契約書（案）記載のとおり

16 再苦情申立て

(1) 非資格者に対する理由に不服がある者は、回答を受け取った日から5日（休日を除く。）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。
3の(2)配布場所に同じ。

17 その他

- (1) 競争入札に付し、入札者がいないときは、入札を中止するものとする。
- (2) 入札者が1人の場合であっても、入札は執行するものとする。
- (3) 入札回数は、初度の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度入札に付し落札者がいないときは、入札の状況から判断し随意契約に移行する場合がある。
- (5) 本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 入札手続きの取消し
落札者の決定において、理事長が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (7) 入札記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 年度別の工事工程表
落札者は落札後速やかに年度別の工事工程表を提出すること。
- (9) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税免税事業者申出書を提出すること。

(10) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在

ア 名称 一般社団法人北海道軽種馬振興公社 総務部総括グループ
(電話 01456-2-2501)

イ 所在地 沙流郡日高町富川駒丘76-1 門別競馬場管理事務所

- (11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) この入札は、公開しない。
- (13) この入札は現地説明会を行う。

日時：令和8年8月3日（月）午前10時30分予定

集合場所：門別競馬場 管理事務所前

参加方法：17の(10)の契約に関する事務の担当まで7月31日（金）午後5時までに事業者名、参加者数及び車両番号を連絡すること。

留意事項：

- ・参加人数は各社3名以内とする。
- ・当日は公社職員の指示に従い行動すること。
- ・説明会参加中の写真撮影・動画撮影は、公社職員が認めた場合を除き禁止する。

- ・説明会への参加は任意とする（参加の有無を入札参加資格の要件としない）
- （１４）その他入札に関し、不明な点は、 17 の（１０）の契約に関する事務の担当まで照会すること。